

乙 第12号証

令和 5 年 4 月 19 日

陳 述 書

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

警視庁

1 はじめに

私は、警視庁公安部外事第一課（以下「外事一課」といい、同課員を「外事一課員」といいます。）で勤務しており、この訴訟の原告である大川原化工機株式会社（以下「原告会社」といいます。）、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件（以下「本件事件」といいます。）の捜査につき、対象貨物となったRL-5型という噴霧乾燥器（以下「RL-5」といいます。）及びL-8i型という噴霧乾燥器（以下「L-8i」といいます。）の温度測定実験等を行いましたので、その状況についてお話しします。

2 噴霧乾燥器を用いた実験について

(1) RL-5の最低温箇所の温度測定実験について

当時、本件事件の捜査については、外事一課 [redacted] 警視及び [redacted] 警部（以下「[redacted] 警視ら」といいます。）の捜査指揮の下、主に、RL-5及びL-8iが規制要件である「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当するかという点について捜査が行われました。

そして、噴霧乾燥器の性能について外事一課員が各企業から聴取を行ったところ、噴霧乾燥器は液体等を噴霧せずに電気ヒーターを使用して乾燥室に熱風を送り込む空運転（以下「空運転」といいます。）により、機器内部に熱風が行き渡るため殺菌できる旨の話があったとのことであり、RL-5及びL-8iを空運転して内部の最も温度が低い箇所において、生物兵器に使用される細菌（大腸菌やペスト菌等）を殺菌できる程の高温を維持することができれば、「定置した状態で内部の殺菌をすることができる」機器に該当するのではないかと考えられ、これを明らかにするために、ま

ず、R L-5の温度測定実験が行われることとなりました。

R L-5は、当初、熱風が直接送り込まれる乾燥室から最も距離が遠い「排気口」が最低温になるとの想定で、同箇所の温度を測定する実験が行われましたが、その後の捜査で、排気口以外にサイクロンの下部、バグフィルタの下部も低温になる可能性があることが判明したとのことであり、私以外の外事一課員がR L-5を空運転して実験をしたところ、バグフィルタの下部が最低温となると判明したとのことでした。

この実験結果を受けて■■■■警視らは、R L-5のバグフィルタの下部が高温を何時間維持できるかの実験を行うよう指示したため、私は他の外事一課員とともに、平成30年7月11日、R L-5の所有者立会いの下、バグフィルタ下部（回収容器との開閉の役割を果たしているバタフライ弁上）にスーパーサーモクロンという温度記録計を設置して入り口温度（熱風が吹き込まれる乾燥室入り口の温度）を220度から240度に設定して空運転を行ったところ、バグフィルタ下部において、110度以上を5時間4分維持することが判明しました。

この実験の際、私は、スーパーサーモクロンの設置と写真撮影、30分ごとに入り口温度の表示の記録をしました。

(2) L-8 iの最低温箇所の温度測定実験

R L-5の温度測定実験により同器が「定置した状態で内部の殺菌をすることができる」ことが判明し、次に、L-8 iの温度測定実験を行うこととなりました。

L-8 iは、構造上バグフィルタの設置がなく、企業からの聴取により「装置末端の排風機後にあるダクト」又は「サイクロンの下部」が低温になる可能性があることが判明し、さらに、R L-5の温度測定実験の際、最低温であったバグフィルタの下部を除くと、この2箇所の温度が低かったことから、L-8 iを空運転して、この2箇所の温度測定を行うこととなりました。

私は、他の外事一課員とともに、令和元年5月9日、L-8 iの所有者立会いの下、「装置末端の排風機後にあるダクト内」及び「サイクロンの下部」に、スーパーサーモクロンと、スーパーサーモクロンより更に高温を測定することができるハイパーサーモクロンという二種類の温度記録計を設置して入り口温度を250度で空運転を実施しました。途中、L-8 iの所有者が独自に温度測定器を設置するために製品回収容器を取り外し、機器内部に外気が流入して内部の温度が下がる場面がありましたが、その後、温度が上昇して安定し、5時間程で運転を停止しました。実験結果は、上記2箇所のいずれもが、少なくとも110度以上の温度が3時間30分以上持続し

ていたことが判明しました。

この実験の際、私は、各サーモクロンの設置と、30分ごとに入り口温度の表示の記録をしました。

(3) 本件事件の起訴後の経緯

本件事件が起訴された後、原告会社側がRL-5及びL-8iの乾燥室測定口という箇所の温度が低くなるとの温度測定実験の結果を示してきたと聞きました。

私は、原告会社のエンジニアリング部等の社員の取調べを行い、複数の社員から、噴霧乾燥器は熱風が内部に行き渡る構造になっている旨、乾燥室内に熱風を充満させる空運転ができる旨、熱風により殺菌はできると思う旨を聴取しており、空運転の熱風は噴霧乾燥器内部に行き渡るものと思っていましたし、私が上記のRL-5及びL-8iの温度測定実験に立ち会った際に、所有者から「乾燥室測定口の温度が低くなるのではないか」といった指摘を受けたこともなかったので、直接熱風を送り込まれる乾燥室内で、末端やバグフィルタの下部よりも温度が低くなる箇所があるとは思っていませんでした。

そして、私は、他の外事一課員とともに、RL-5及びL-8iの乾燥室測定口という箇所の温度測定実験を行いました。